

指導者制度について

○新たな手続きが必要ない方

(1) 令和元年度認定員登録したか、令和元年度に認定員養成講習会を受講し、令和2年度にスポーツリーダーが発行された方のうち下記に該当する場合。

- ①JSPO 公認指導者資格保有者
- ②JBA 公認 C 級以上資格保有者
- ③JFA 公認 C 級以上資格保有者

(2) 令和元年度認定員登録していた方のうち、既にコーチングアシスタントへの移行手続きを済ませた方。

○手続きが必要な方

(1) 令和元年度認定員登録したか、令和元年度に認定員養成講習会を受講し、令和2年度にスポーツリーダーが発行された方のうち、コーチングアシスタントへの移行手続きが済んでいない方。

※移行最終期限： 令和5年11月30日（令和6年4月1日から有効）

◎手続き

送付済みマニュアルに沿って手続きを行うが、インターネット環境がないなど、自身での手続きが困難な場合は、県本部で代行することも可能。

○新規資格取得が必要な方

- (1) JSPO 公認指導者資格保有者のうち、スポーツ少年団の理念を学んでいない方。
- (2) 令和元年度までに認定員を取得していない方。
- (3) 過去に認定員を失効した方

◎取得方法

都道府県主催のスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する。

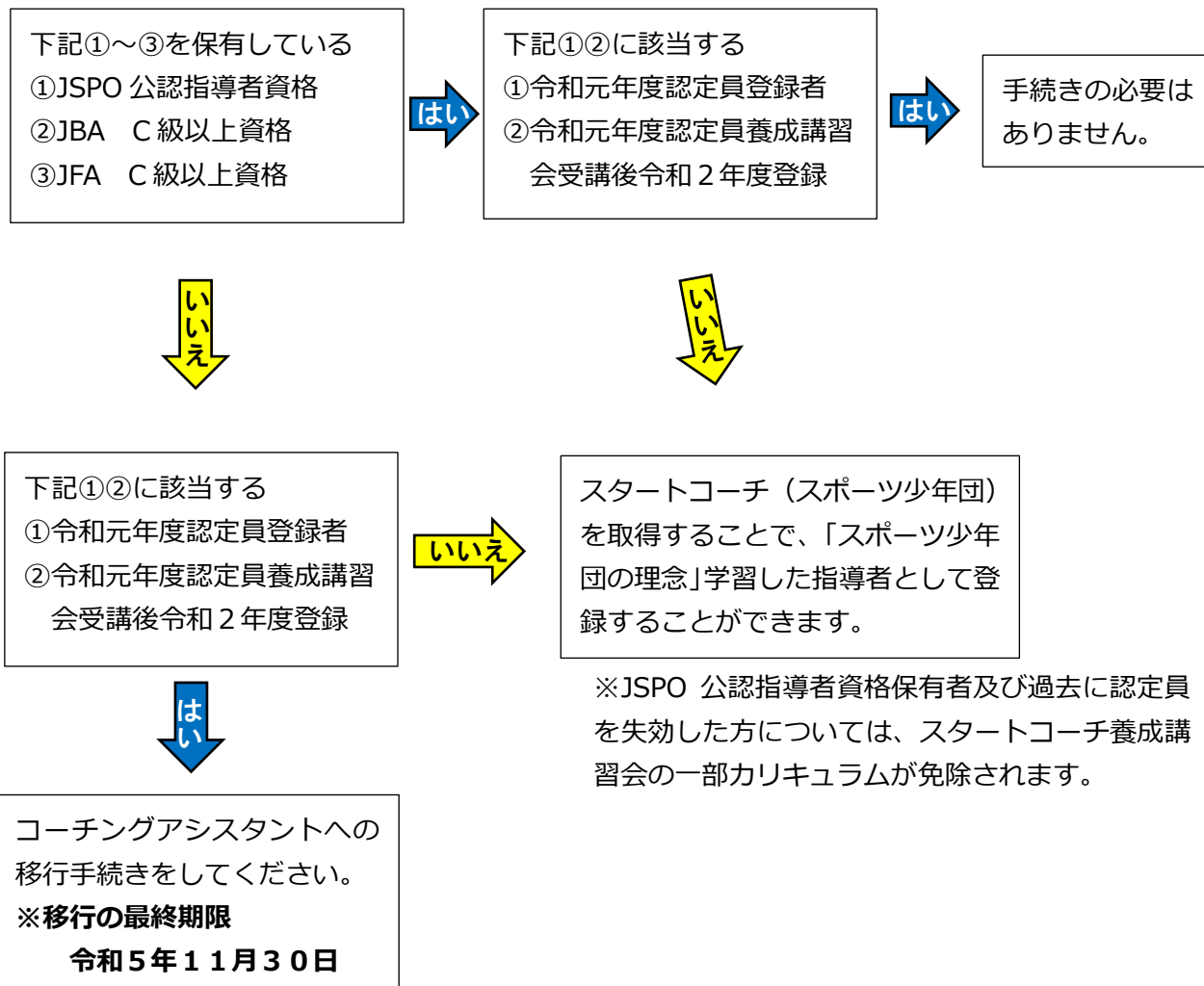
※1：資格は養成講習会受講の翌年度10月1日から有効。

※2：下記に該当する場合はカリキュラムの一部が免除される。

- ①JSPO 公認指導者資格保有者
- ②JBA 公認 C 級以上資格保有者
- ③JFA 公認 C 級以上資格保有者
- ④過去認定員を失効した方

スポーツ少年団指導者資格 簡易チェックリスト

スタート

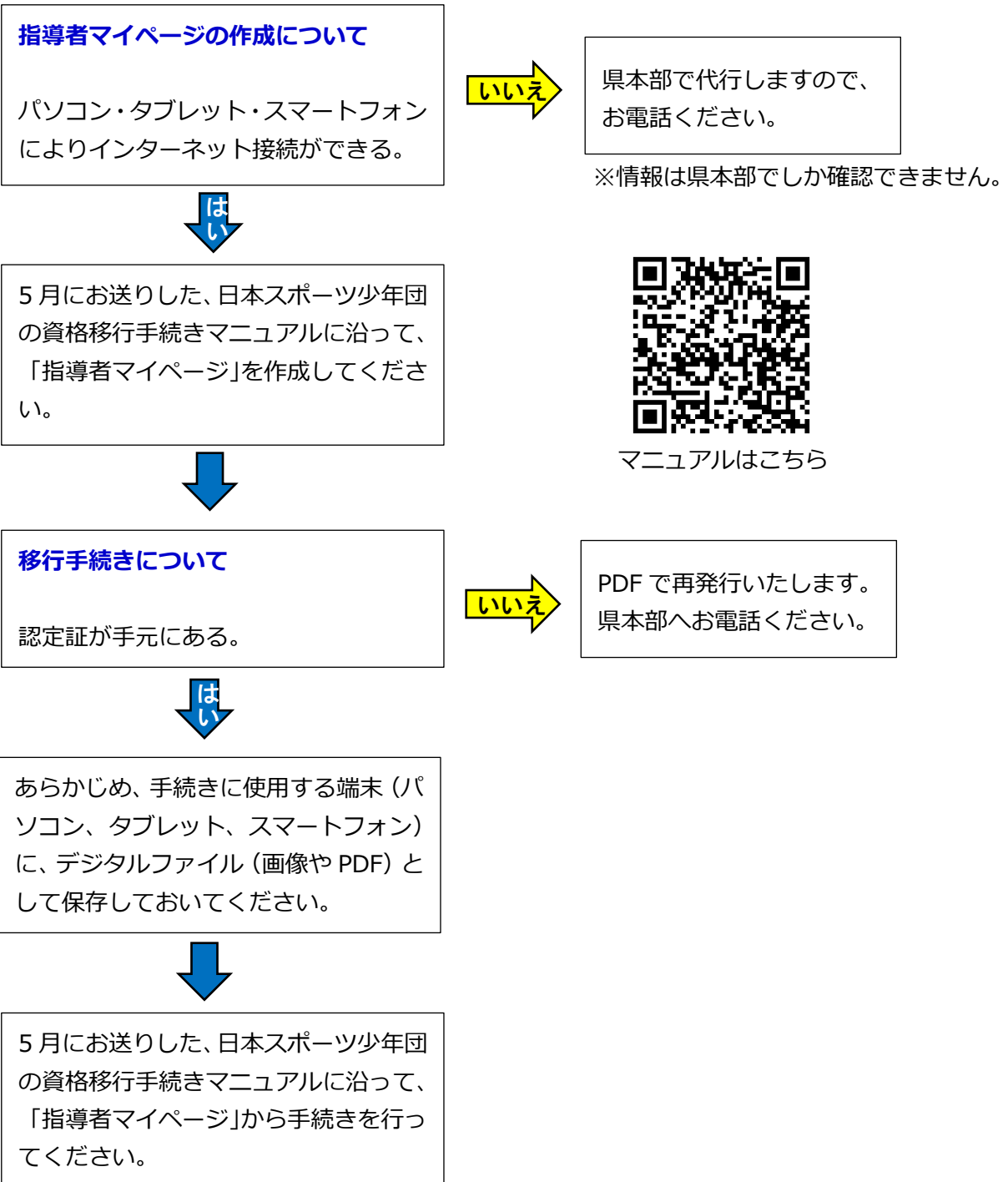


コーチングアシスタント移行手続きについて

1. 「指導者マイページ」について

日本スポーツ協会公認指導者は、指導者登録システムにより、全国の指導者が一括管理されています。「指導者マイページ」とは、このシステム上の自分の情報にアクセスでき、情報の変更や資格有効期限の確認、更新研修の受講状況の確認ができる他、各都道府県等が開催する研修会の情報を閲覧できる個人アカウントです。

2. 手続きの流れについて



3. 手続きから資格発行まで

(1) 資格の発行日は2種類

① 6月1日～11月30日の間に手続きした場合 = 4月1日発行

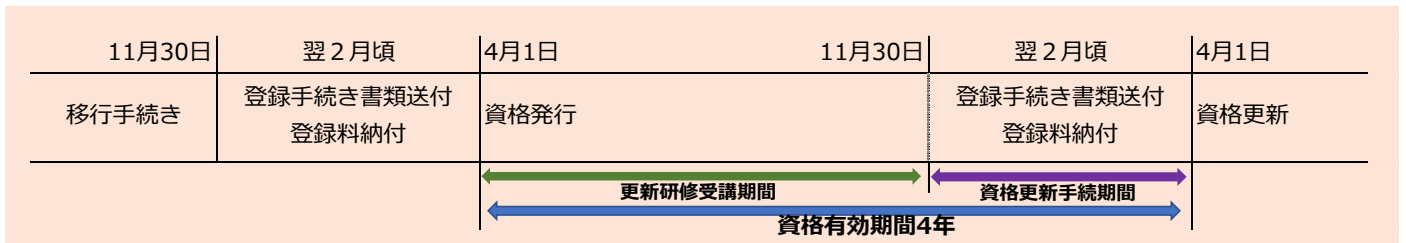
② 12月1日～5月31日の間に手続きした場合 = 10月1日発行

(2) 最終手続き期限

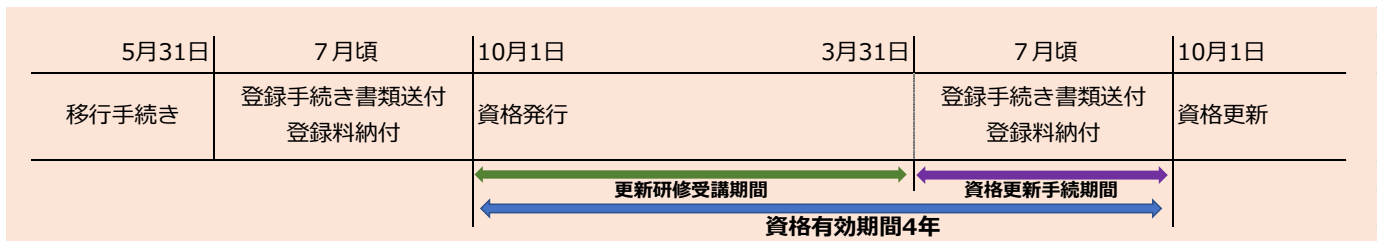
令和5年11月30日 → 資格発行日 令和6年4月1日

4. 資格保有のイメージ図

4月発行



10月発行



スタートコーチ（スポーツ少年団）について

1. 養成講習会について

※令和2年度全都道府県一斉中止

(1) 令和3年度島根県養成講習会予定会場

- ① 県西部会場 9月頃
- ② 県東部会場 11月頃

(2) 受講料 4,500円（うち2,200円はテキスト代）

(3) 講習会カリキュラム（例）

9:00	9:20	10:50	11:20	12:20	13:20
ガイダンス 【20分】	スポーツの意義と価値 スポーツ少年団の理念と意義 【90分】		安全なスポーツ環境の整備 【60分】		昼食・休憩 【60分】
	<共通> ・スポーツの意義と価値 <専門> ・スポーツ少年団の理念と意義 ・スポーツ少年団指導者綱領		<共通> ・安全なスポーツ環境の構築 ・スポーツに関連する医学的知識 <専門> ・リスク管理 ・反倫理的行為の根絶		

13:20	14:50	15:50	17:20	17:50
指導のプロセス ジュニア期のスポーツ指導 【90分】		指導者の責任と役割 【60分】	グループワーク 【90分】	検定試験 【30分】
<共通> ・リーダーシップ ・信頼関係構築におけるコミュニケーションの重要性 <専門> ・発育・発達に合わせた指導 ・幼児期からのACP ・運動適性テスト		<共通> ・コーチングおよびコーチとは ・コーチの学びとセルフマネジメント	受講免除	

※ JSPO公認スポーツ指導者資格保有者が、スタートコーチ（スポーツ少年団）を取得する際は、養成講習会の受講を一部免除することができます。

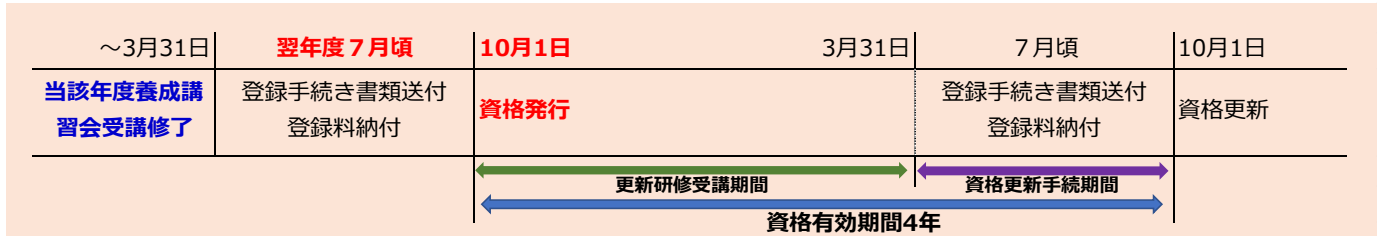
(4) カリキュラムの一部免除

- ① 免除科目
 - ・ 指導者の責任と役割（60分）
 - ・ グループワーク（90分）
 - ・ 検定試験（30分）
- ② 免除対象者
 - ・ JSPO 公認指導者資格保有者
 - ・ 過去に認定員を失効している方（スポーツリーダー保有）

2. 講習会受講修了から資格発行まで

(1) 他の JSPO 公認資格と違い、資格の発行は翌年度 10 月 1 日のみ

3. 資格保有のイメージ



4. 登録について

(1) 受講当該年度

① JSPO・JBA・JFA 公認指導者資格保有者、過去に認定員を失効した方は「指導者」区分での登録は可能だが、理念は翌年度。

② 何も持たない方は、「役員」「スタッフ」区分で登録。

(2) 受講翌年度

資格の発行は 10 月だが、登録時に「前年度受講済」に☑を入れることで、上記①の方は「理念○」となる。②の方は「指導者」区分で「理念○」として登録できる。